

NAZCA5 使用許諾契約書				
改定前			改定後	
1	追加	冒頭	<p>対象製品とは、次の製品を指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> •NAZCA5 CAD (ナスカ5 CAD) •NAZCA5 CAM Lathe (ナスカ5 CAM 旋盤) 	<p>冒頭</p> <p>対象製品とは、次の製品を指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> •NAZCA5 CAD (ナスカ5 CAD) •NAZCA5 CAM Mill (ナスカ5 CAM ミル) •NAZCA5 CAM Lathe (ナスカ5 CAM 旋盤)
2	追加	—	—	<p>第3条>3</p> <p>3.教育機関向け契約は、自動更新対象外とします。弊社は契約終了日の3か月前までに教育機関に向け更新案内を送付し、契約更新される場合は書面による手続きを必要とします。</p>

NAZCA5 保守サービス契約書				
改定前			改定後	
1	追加	—	—	<p>第5条>4</p> <p>4.教育機関向け契約の終了日は、新規契約の場合は開始日から原則5年後の月末日までを期日とします。更新の場合は、前有効期限から原則1年後とします。ただし、終了日が異なる契約が存在する場合、終了日を統一した契約期間とします。</p>
2	追加	—	—	<p>第6条>4</p> <p>4.教育機関向け契約は、自動更新対象外とします。弊社は契約終了日の3か月前までに教育機関に向け更新案内を送付し、契約更新される場合は書面による手続きを必要とします。</p>